

議案第 80 号

山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部改正について

山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 10 月 23 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

物産館「道の駅通潤橋」の建設整備の一定の進捗と同館の指定管理者による管理運営に向けた準備が整いつつあり、同館の供用開始の見込みが得られたので、山都町物産館条例の一部を改正する条例(令和 4 年山都町条例第 25 号)の施行期日を定めるため、山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町物産館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
山都町物産館条例の一部を改正する条例（令和4年山都町条例第25号）の  
一部を次のように改正する。

附則中「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める  
日」を「令和5年12月1日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町物産館条例の一部を改正する条例(令和4年条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 この条例は、 <u>公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。</u>	附 則 この条例は、 <u>令和5年12月1日</u> から施行する。